

20 メキシコ (Mexico)

援助政策等

1. 外交政策と政府開発援助政策との関係

メキシコは依然として様々な開発課題を抱える国であり、現在も先進諸国および国際機関から援助を受ける一方で、中南米・カリブ地域における第2の経済大国として、域内を対象とする持続可能な発展を支援するための国際協力も行っている。具体的な援助政策については下記基本法の範囲内で各実施機関に委ねられている。

2. 基本法、基本方針

援助政策の基本法として、「開発のための国際協力法 (Ley de Cooperación Internacional para el Desarrollo)」(以下、基本法) が定められている。基本法には、基本原理として国際的な連帯および人権向上が謳われており、持続的な社会の発展や福祉の向上を目的として、以下の国際協力分野が記されている。すなわち、①貧困・失業・社会的排除対策（メキシコ国内に居住している定住民族への援助、人種差別、宗教的な差別、地理的な差別を受けているものへの援助）、②教育・科学技術、③先進国と発展途上国の格差、④環境と気候変動、⑤公共の安全等が掲げられ、それぞれに透明性や基準、責任が伴うものとしている。基本法に基づき、国際開発協力庁 (AMEXCID) の諮問委員会が戦略方針として「国際開発協力プログラム (PROCID)」を作成し（2年ごとに更新可能）、外務省が策定責任を負っている。2018年時点のPROCID一般目標は以下のとおりである。

メキシコの強みや特有のニーズを生かした持続的な政策を通じて国内外の開発を促進する。

- (1) 開発協力管理改善のため、開発システムの手段や能力の強化を図る
- (2) 戦略的地域・国に対する国際協力の促進（南南協力、三角協力の利用）
- (3) 援助国との戦略的連携による、国益に沿った形での資源と能力の活用

3. 援助規模

(単位:ペソ)

	予算	実績
2016	2億2,663万 (約1,217万米ドル ^(注1))	2億2,830万 (約1,226万米ドル ^(注1))
2017	1億1,346万 (約601万米ドル ^(注2))	1億5,289万 (約810万米ドル ^(注2))
2018	2億1,627万 (約1,128万米ドル ^(注3))	NA

4. 対象地域

援助対象国はハイチ、ドミニカ共和国、ジャマイカ、トリニダード・トバゴ、セントルシア、ブラジル、コロンビア、アルゼンチン、チリ、中米全体。経済協力の形態としては、二国間協力、三角協力、地域協力メカニズムが柱となる。また、これまでは国家間協力が中心であったが、最近では民間企業や市民社会との連携も進められている。

- (1) 二国間協力：協力期間は2年間。協力分野は農業（防除、食料安全保障）、地球環境の持続可能性、気候変動対策（森林管理、水資源管理）、ガバナンス強化。
- (2) 三角協力：ドイツ、日本、スペイン、シンガポール、韓国、スイス、アメリカに加えて、国連食糧農業機関 (FAO) や国連開発計画 (UNDP) が連携主体となっている。
- (3) 地域協力：「メソアメリカプロジェクト」として、中米における教育支援、能力構築、域内統合、競争性向上、社会開発に取り組んでいる。連携先は、ニュージーランド、スイスや各種国連機関に加えて、ビル&メリンダ・ゲイツ財団やカルロス・スリム基金といった民間資金団体など。「プラン・プエブラ・パナマ」(PPP) の後継プロジェクトである。

5. 日本との協力

日本とメキシコは、2003年に開発協力のパートナーシップ・プログラム (JMPP: Japan-Mexico Partnership Programme) を締結し、以来、この枠組を通して、日・メキシコ双方の開発方針に合致する分野において、中南米諸国に対し三角協力を実施している。

注1：ペソ/米ドルの換算は、OECD/DACが公表した2016年用レートを適用。

注2：ペソ/米ドルの換算は、OECD/DACが公表した2017年用レートを適用。

注3：ペソ/米ドルの換算は、OECD/DACが公表した2018年用レートを適用。

実施体制

1. 国際開発協力庁（AMEXCID）

メキシコ政府の国際援助実施主体である国際開発協力庁（AMEXCID）は外務省の一部であり、2011年9月28日施行の基本法によって設立された。AMEXCIDの活動指針は基本法に基づく。同法により、メキシコにおける開発援助の国家体制が確立した。AMEXCID組織概要は次の3つ。

(1) 諮問委員会：「国際開発協力プログラム（PROCID）」

策定に関する主要な権限を有する。基本法の第15条で定められている省庁等（以下参照）のそれぞれの代表者で構成されるが、最終的なPROCIDの策定責任は外務省にある。第15条の各機関が実施機関となり、調整は諮問委員会で行われる。

〔基本法第15条が定める省庁等〕：内務省、外務省、国防省、海軍省、大蔵公債省、社会開発省、環境天然資源省、エネルギー省、経済省、農業省、通信運輸省、公共行政省、教育省、保健省、労働社会保障省、農地改革省、観光省、国家科学審議会、国家文化芸術審議会、先住民族発展のための国家委員会

(2) 技術委員会：技術委員会は外務省代表、大蔵公債省代表、AMEXCID代表によって構成される。連邦予算より割り当てられた国際協力資金の管理、外国政府、

国際機関、州政府、市政府からの援助資金および資産の管理を行っている。

(3) 長官の下での執行各局：外務省の提案を受けて大統領より任命された長官がAMEXCIDの最高責任者となる。長官はAMEXCIDの管理運営を担うとともに、基本法と外務省の内部規則に記された権限と責任を行使する。長官は、諮問委員会に参加し意見を述べることは可能であるが、投票権はない。長官の下に、国際経済促進協力局、二国間経済環境協力局、科学技術協力局、中米開発統合プロジェクト局が置かれている。局別の予算および定員等は公表されていない。

2. 市民社会、NGO

NGO等との関係法令として「市民社会団体の活動を促進するための連邦法」が定められており、外務省内に「市民社会組織活動促進委員会」が設置されている。同委員会は政府の定める条件を満たす組織を所管しているが、活用状況についての公開情報はない。

●ウェブサイト

- ・国際開発協力庁（AMEXCID）：
<https://www.gob.mx/amexcid>
（年次報告書の閲覧可能）

援助実施体制

